

空き家と一緒に農地の売買をお考えの方へ

市は、空き家の有効活用及び移住・定住の促進を目的として、市内の空き家情報を市内外の利用希望者に提供する「久留米市空き家情報バンク」事業を実施しています。この空き家バンクでは、空き家と付属する農地を一括して売買・賃貸することもできます。

登録の要件や具体的な手続きの流れについては以下のとおりです。

登録の要件

- ・「空き家情報バンク」に登録された空き家と農地の所有者が同一であること。
- ・空き家と農地の取得者は同一であること。

手続きの流れ

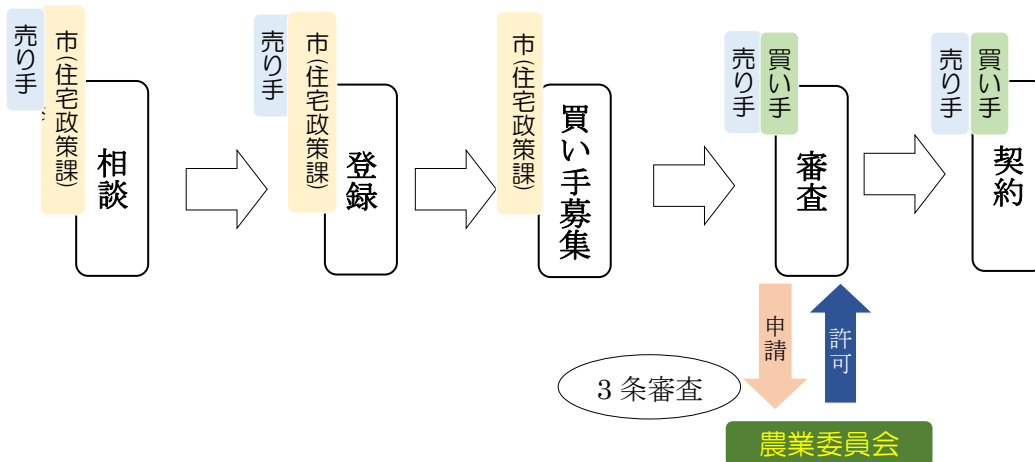
●空き家及び農地所有者の手続き

1. 「久留米市空き家情報バンク」へ登録を申請（住宅政策課）
2. 空き家、付属する農地共に空き家情報バンクに登録

●権利移転の手続き（空き家及び農地所有者と取得希望者の手続き）

1. 農地法第3条の許可（所有権移転申請）を申請（農業委員会）
*農地を取得される方が以下の要件を全て満たす必要があります。
 - ・保有する農地の全てを効率的に耕作すること。
 - ・申請者や世帯員等が耕作に必要な農作業に常時従事すること。
 - ・周辺農地の利用に影響を与えないこと。
2. 取得希望者へのヒアリング等を経て、農業委員会にて審査
3. 農業委員会から許可書を発行し、農地の所有権移転が可能となります。

手続きのイメージ



<お問い合わせ先>

- ・空き家情報バンクに関すること 住宅政策課 0942-30-9139
- ・農地の手続きに関すること 農業委員会事務局 0942-30-9236